

**■正誤問題** (過去に出題された選択肢) 26 問

**建築設備に関する問題です。○×で回答して下さい。**

**建築設備の問題はちょっと難しいですよ。**

1. 住宅の浴室(常時開放された開口部はないものとする。)において、密閉式燃焼器具のみを設けた場合には、換気設備を設けなくてもよい。
2. 機械換気設備は、換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有する構造としなければならない。
3. 旅館の調理室において、発熱量の合計が5kWの火を使用する器具のみを設けた場合には、換気設備を設けなくてもよい。
4. 水洗便所には、採光及び換気のため直接外気に接する窓を設け、又はこれに代わる設備をしなければならない。
5. 延べ面積200m<sup>2</sup>の集会場の居室に設ける換気設備は、自然換気設備とすることができない。
6. 建築物に設ける給湯設備には、有効な安全装置を設けなければならない。
7. 居室を有する建築物は、その居室内において、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないよう、原則として、所定の換気設備を設けなければならない。
8. 合併処理浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。
9. 乗用エレベーターには、停電の場合においても、床面で0.1ルクス以上の照度を確保することができる照明装置を設けなければならない。
10. エレベーターの機械室における床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、エレベーターのかごの定格速度が毎分50mの場合、2.0m以上としなければならない。
11. 公共下水道の処理区域(下水道法第2条第八号に規定する処理区域をいう。)内においては、便所はくみ取便所としてはならない。
12. 集会場の居室には、機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備を設けなければならない。
13. 換気設備を設けるべき調理室等において、火を使用する設備の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは不燃材料で造らなければならない。

14. 居室以外の室において、密閉式燃焼器具のみを設けた場合には、換気設備を設けなくてもよい。
15. 地上2階建、延べ面積1,000m<sup>2</sup>の建築物に設ける冷房設備の風道は、不燃材料で造らなければならない。
16. 床面積の合計が150m<sup>2</sup>の住宅の調理室に、発熱量の合計が10kWのガスこんろを設けた場合は、換気設備を設けなければならない。
17. 自然換気設備の排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けてはならない。
18. 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によらなければならない。
19. 最下階の居室の床が木造である建築物において、床下をコンクリート等で覆わない場合、その外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに、面積200cm<sup>2</sup>以上の換気孔を設けなければならない。
20. 換気設備を設けない住宅の居室には、換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、1/20以上としなければならない。
21. 自然換気設備の排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けてはならない。
22. 乗用エレベーターの最大定員を算定する場合は、1人当たりの体重を65kgとする。
23. 劇場に設ける機械換気設備の有効換気量の算定においては、居室の床面積から、窓その他の開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を減することができる。
24. 建築物に設ける排水のための配管設備の汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造らなければならない。
25. 地階に居室を有する建築物の換気設備の風道は、準不燃材料で造らなければならない。
26. エレベーターの昇降路内には、エレベーターに必要な配管設備を除き、給水、排水その他の配管設備を設けてはならない。

## ■正誤問題 解答編

1. 住宅の浴室(常時開放された開口部はないものとする。)において、密閉式燃焼器具のみを設けた場合には、換気設備を設けなくてもよい。  
1. ○ 令第20条の3第1項第一号により正しい。
2. 機械換気設備は、換気上有効な給気機及び排気機、換気上有効な給気機及び排気口又は換気上有効な給気口及び排気機を有する構造としなければならない。  
2. ○ 令第129条の2の6第2項第一号により正しい。
3. 旅館の調理室において、発熱量の合計が5kWの火を使用する器具のみを設けた場合には、換気設備を設けなくてもよい。  
3. × 令第20条の3第1項第三号により、(調理室を除く)なので除外の対象になりません。
4. 水洗便所には、採光及び換気のため直接外気に接する窓を設け、又はこれに代わる設備をしなければならない。  
4. ○ 令第28条により正しい。
5. 延べ面積200m<sup>2</sup>の集会場の居室に設ける換気設備は、自然換気設備とすることができない。  
5. ○ 法第28条第3項及び令第20条の2第1項第一号(集会場等の特殊建築物の換気設備については、自然換気設備が除外されています。口からニまでという部分です。イの自然換気設備は含まれていません。)
6. 建築物に設ける給湯設備には、有効な安全装置を設けなければならない。  
6. ○ 令第129条の2の5第1項第四号により正しい。
7. 居室を有する建築物は、その居室内において、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないよう、原則として、所定の換気設備を設けなければならない。  
7. ○ 法第28条の2、令第20条の4、第20条の6により正しい。
8. 合併処理浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。  
8. ○ 令第33条により正しい。
9. 乗用エレベーターには、停電の場合においても、床面で0.1ルクス以上の照度を確保することができる照明装置を設けなければならない。  
9. × 令第129条の10第3項第四号ロにより、1ルクス以上の照度が必要である。
10. エレベーターの機械室における床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、エレベーターのかごの定格速度が毎分50mの場合、2.0m以上としなければならない。  
10. ○ 令第129条の9第二号により正しい。

11. 公共下水道の処理区域(下水道法第2条第八号に規定する処理区域をいう。)内においては、便所はくみ取便所としてはならない。
11. ○ 法第31条第1項により正しい。
12. 集会場の居室には、機械換気設備又は中央管理方式の空気調和設備を設けなければならない。
12. ○ 集会場は、法別表第1(イ)欄(1)項の建築物である。法第28条第3項及び令第20条の2第一号により正しい。
13. 換気設備を設けるべき調理室等において、火を使用する設備の近くに排気フードを有する排気筒を設ける場合においては、排気フードは不燃材料で造らなければならない。
13. ○ 令第20条の3第2項第四号により正しい。
14. 居室以外の室において、密閉式燃焼器具のみを設けた場合には、換気設備を設けなくてもよい。
14. ○ 令第20条の3第1項第一号により正しい。
15. 地上2階建、延べ面積1,000m<sup>2</sup>の建築物に設ける冷房設備の風道は、不燃材料で造らなければならない。
15. × 令第129条の2の5第1項第六号により、地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000m<sup>2</sup>を超える建築物に設ける冷房設備の風道は、不燃材料で造らなければならない。
16. 床面積の合計が150m<sup>2</sup>の住宅の調理室に、発熱量の合計が10kWのガスこんろを設けた場合は、換気設備を設けなければならない。
16. ○ 法第28条第3項により、換気設備が必要である。設問の場合は、床面積が100m<sup>2</sup>を超えるので、令第20条の3第1項第二号及び第三号の換気設備を要しないものには該当しない。
17. 自然換気設備の排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けてはならない。
17. ○ 令第129条の2の6第1項第五号により正しい。
18. 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によらなければならない。
18. ○ 令第129条の2の5第1項第八号により正しい。
19. 最下階の居室の床が木造である建築物において、床下をコンクリート等で覆わない場合、その外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに、面積200cm<sup>2</sup>以上の換気孔を設けなければならない。
19. × 令第22条第二号により、300cm<sup>2</sup>以上必要です。
20. 換気設備を設けない住宅の居室には、換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、1/20以上としなければならない。
20. ○ 法第28条第2項により正しい。

21. 自然換気設備の排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けてはならない。

21. ○ 令第129条の2の3第1項第五号により正しい。

22. 乗用エレベーターの最大定員を算定する場合は、1人当たりの体重を65kgとする。

22. ○ 令第129条の6第五号により正しい。

23. 劇場に設ける機械換気設備の有効換気量の算定においては、居室の床面積から、窓その他の開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を減することができる。

23. × 令第20条の2第1項第一号口(1)により、劇場(法第28条第3項の特殊建築物)については、居室の床面積から、窓その他の開口部の換気上有効な面積の20倍の面積を減することはできません。

24. 建築物に設ける排水のための配管設備の汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造らなければならない。

24. ○ 令第129条の2の5第3項第四号により正しい。

25. 地階に居室を有する建築物の換気設備の風道は、準不燃材料で造らなければならない。

25. × 令第129条の2の5第1項第六号により、**不燃材料**としなければならないので、誤りである。

26. エレベーターの昇降路内には、エレベーターに必要な配管設備を除き、給水、排水その他の配管設備を設けてはならない。

26. ○ 令第129条の2の5第1項第三号により正しい。

